

日医発第36号(保5)  
平成27年4月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 材料価格基準の一部改正等について

平成27年3月13日付厚生労働省告示第57号をもって材料価格基準の一部が改正されるとともに、平成27年3月13日付保医発0313第2号厚生労働省保険局医療課長通知(以下、本通知という。)をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)等の一部が改正され、平成27年4月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(平成27年3月31日付保医発0331第10号)の21ページに掲載されている医療機器が区分C2として保険適用されたことによるものです。(平成27年4月8日付日医発第38号(保7)をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された告示・通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の材料価格基準の改正につきましては、日本医師会雑誌6月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 官報(平27.3.13 第6491号 抜粋)
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平27.3.13 保医発0313第2号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器(日本医師会医療保険課)

○厚生労働省告示第五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱに次のように加える。

186 気管支手術用カテーテル

323,000円

別表Ⅵ区分 006 中「1,190円」を「1,279円」に改め、同表区分 007 中「1,239円」を「1,346円」に改め、同表区分 008 中「983円」を「1,090円」に改め、同表区分 009 中「1,090円」を「1,197円」に改め、同表区分 010 中「2,104円」を「2,214円」に改める。

保医発0313第2号  
平成27年3月13日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の  
留意事項について」等の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号)」の一部が平成27年厚生労働省告示第57号をもって改正され、平成27年4月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(平成26年3月5日保医発0305第3号)の一部改正について

1 別添1の第2章第10部第1節第7款K507の次に次のように加える。

K508 気管支狭窄拡張術

- (1) 気管支熱形成術（気管支サーモプラスティ）を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。
- (2) 気管支ファイバースコープに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

1 Iの3の(100)の次に次のように加える。

(101) 気管支手術用カテーテル

ア 気管支手術用カテーテルを用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。

イ 気管支手術用カテーテルは以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に限り算定できる。

a 18歳以上の患者

b 高用量の吸入ステロイド薬及び長時間作用性 $\beta_2$ 刺激薬の使用により、喘息症状のコントロールが不十分又は不良である患者

c 気管支鏡による手技が可能な患者

ウ 気管支手術用カテーテルは1回の手術につき、1本を限度として算定できる。また、同一患者につき3本を限度として算定できる。

エ 気管支手術用カテーテルの算定に当たっては、当該材料を使用した患者について、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。

「特定保険医療材料の定義について」  
(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

1 別表のⅡの185の次に次のように加える。

186 気管支手術用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム」であること。
- (2) 経内視鏡的に気管支を加熱するために用いるカテーテルであること。

(参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)の一部改正について  
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第10部 手術 第1節 手術料 第7款 胸部</p> <p><u>K508 気管支狭窄拡張術</u></p> <p><u>(1) 気管支熱形成術(気管支サーモプラスティ)を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。</u></p> <p><u>(2) 気管支ファイバースコピーに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第10部 手術 第1節 手術料 第7款 胸部</p> <p><u>(新設)</u></p>

(参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正について  
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(100) (略)</p> <p><u>(101) 気管支手術用カテーテル</u></p> <p><u>ア 気管支手術用カテーテルを用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>イ 気管支手術用カテーテルは以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>a 18 歳以上の患者</u></p> <p><u>b 高用量の吸入ステロイド薬及び長時間作用性<math>\beta_2</math>刺激薬の使用により、喘息症状のコントロールが不十分又は不良である患者</u></p> <p><u>c 気管支鏡による手技が可能な患者</u></p> <p><u>ウ 気管支手術用カテーテルは 1 回の手術につき、1 本を限度として算定できる。また、同一患者につき 3 本を限度として算定できる。</u></p> <p><u>エ 気管支手術用カテーテルの算定に当たっては、当該材料を使用した患者について、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。</u></p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(1)~(100) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>



(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001～185 (略)</p> <p><u>186 気管支手術用カテーテル</u></p> <p><u>定義</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム」であること。</u></p> <p>(2) <u>経内視鏡的に気管支を加熱するために用いるカテーテルであること。</u></p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001～185 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

# 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器 (平成 27 年 4 月 1 日適用)

## 気管支手術用カテーテル

- 【販売名】 ①Alair 気管支サーモプラスティシステム (カテーテル)  
②Alair 気管支サーモプラスティシステム (コントローラ)  
(ボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社)

〔決定区分〕

C 2

〔保険償還価格〕

①323,000 円

②特定保険医療材料としては設定せず、新規技術料にて評価する。

〔決定機能区分〕

186 気管支手術用カテーテル

〔主な使用目的〕

本品は、気管支鏡手技が可能な、高用量の吸入ステロイド薬及び長時間作用性β2刺激薬で喘息症状がコントロールできない18歳以上の重症喘息患者に対し、喘息症状の緩和を目的として、気管支壁に高周波通電を行うために使用する。

## <関連する告示・通知の改正>

- (1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 27 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 57 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱに次のように加える。

186 気管支手術用カテーテル

323,000 円

(改正箇所下線部)

- (2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 3 号)の一部改正(平成 27 年 3 月 13 日 保医発 0313 第 2 号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添 1 に次のように加える。

第 2 章 特掲診療料

第 10 部 手術

第 1 節 手術料

第 7 款 胸部

K 5 0 8 気管支狭窄拡張術

(1) 気管支熱形成術(気管支サーモプラスティ)を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。

(2) 気管支ファイバースコピーに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

(改正箇所下線部)

- (3) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正(平成 27 年 3 月 13 日 保医発 0313 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の I の 3 に次のように加える。

(1)～(100) (略)

101) 気管支手術用カテーテル

ア 気管支手術用カテーテルを用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。

イ 気管支手術用カテーテルは以下のいずれにも該当する患者に対して使用した場合に限り算定できる。

a 18 歳以上の患者

b 高用量の吸入ステロイド薬及び長時間作用性 $\beta$ 2刺激薬の使用により、喘息症状のコントロールが不十分又は不良である患者

c 気管支鏡による手技が可能な患者

ウ 気管支手術用カテーテルは1回の手術につき、1本を限度として算定できる。また、同一患者につき3本を限度として算定できる。

エ 気管支手術用カテーテルの算定に当たっては、当該材料を使用した患者について、診療報酬明細書に症状詳記を添付すること。

(改正箇所下線部)

- (4) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 26 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号)の一部改正(平成 27 年 3 月 13 日 保医発 0313 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表 II に次のように加える。

001～185 (略)

186 気管支手術用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム」であること。

(2) 経内視鏡的に気管支を加熱するために用いるカテーテルであること。

(改正箇所下線部)

(日本医師会医療保険課)